



広報

しらせ

1979

11/1

No. 176

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

白山保育所竣工

今年6月、建設工事に着手した町立白山保育所の竣工式が、去る10月22日関係者多数の列席を得て挙行されました。

白山保育所の完成に伴い、町には、児童福祉法に基づく5つの保育所が整備され、県内でも希にみる設置状況のよい町となりました。

なお、この白山保育所の保育業務は11月1日に開始されました。



新装の遊戯室で竣工式

町の人口

住民基本台帳人口 (9月末現在)

	世帯数	人口	前月比
内訳	3,222戸	14,292人	0
男	6,995人		+5
女	7,297人		+3
			+2



11月 広報カレンダー

1 木	防火デー	17 土	
2 金		18 日	
3 土	文化の日 町民駅伝大会	19 月	
4 日		20 火	3歳児検診 (2:00~3:00浦区事務所) 三種混合接種 (2:00~3:00岩塚小学校) 心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター)
5 月		21 水	三種混合接種 (2:00~3:00塚野山集落開発センター) 行政相談日 (9:00~2:00 役場) 高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター)
6 火	心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター)	22 木	三種混合接種 (2:00~3:00福祉センター)
7 水		23 金	勤労感謝の日
8 木	立冬	24 土	
9 金	3歳児検診 (2:00~3:00岩田公民館)	25 日	
10 土		26 月	秋の全国火災予防運動始まる
11 日	町民卓球大会	27 火	三種混合接種 (2:00~3:00浦区事務所)
12 月		28 水	
13 火	3歳児検診 (2:00~3:00福祉センター) 心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター)	29 木	
14 水		30 金	妊産婦検診 (2:00~3:00福祉センター)
15 木	七五三 3歳児検診 (2:00~3:00塚野山集落開発センター)		
16 金			

◎三歳児検診対象者
昭和五十一年四月生まれから昭和五十一年十月までに生まれた者

◎三種混合接種対象者
昭和五十一年九月生まれから昭和五十一年八月までに生まれた者

◎妊産婦検診対象者
妊婦届のすんだ妊婦と、今年八月一日から九月三十日までに分娩した産婦。

火事・救急車は 一一九番へ

昭和五十三年年度一般会計決算認定

二十二億円こえる

町制施行当時の約二十六倍

昭和五十四年第三回定例町議会において、「昭和五十三年年度一般会計決算」が認定されました。昭和五十三年年度の町財政の運営は、災害復旧（六・二六災害と民生安定を最優先に早期完全復旧を目指して取り組んでまいりました。幸いにして高率国庫補助による災害復旧事業が認められ、また、町民みなさんのご協力を得て復旧することができました。ここに、あらためて御礼申し上げます。町の財政事情がどのようになっていくか、町民のみならずご理解いただくために、昭和五十三年年度一般会計決算の概要をお知らせします。

一般会計 決算の概要

昭和五十三年年度の一般会計予算は、当初、歳入歳出それぞれ十八億二千九百八十七千円でありましたが、その後七回の追加補正が行われ、歳入歳出予算の総額はそれぞれ二十三億八千四百三十三千円となり、災害復旧事業費の大幅な増大と関連諸費用の増大に伴い二十億円台を、はるかに超えました。これに対し決算額は、歳入総額二十三億八千八百五十三千円、歳出総額二十三億四千五百二十二千円となり、前年度決算額に比べて二十八パーセントの上昇率を示しました。歳入歳出決算額の差引きは、四千二百七十四万一千円の黒字決算となりましたが、単年度収支では前年度繰越金二千七百四十四万円を差引いた五百三十二万一千円の黒字となります。

歳出の状況

Table showing expenditure details with columns for category (e.g., 徴税費, 住民基本台帳費) and amount (e.g., 三六、七〇二).

決算額を町民1人当りで見ると

使ったお金は 167,057円 納めた税金は 32,479円

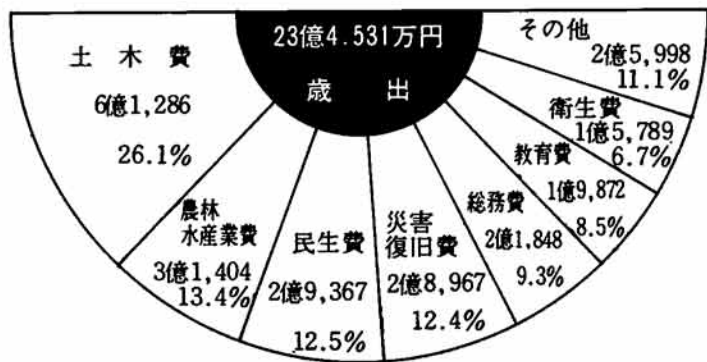
Table comparing expenditures and taxes per resident, with columns for category (e.g., 会議費, 税金) and amount.

歳入の状況

歳入総額は、二十三億八千八百五十三千円、前年度と比較し、六億六千六百六十六千円（二十八・三パーセント）と大幅な増加を示しています。



昭和53年度一般会計決算額 (単位: 万円)

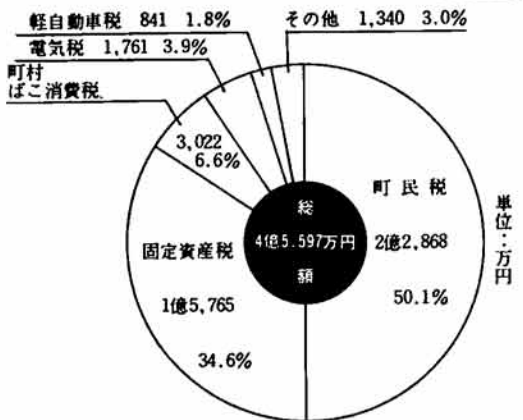


歳入の主なもの、グラフのとおりですが、なかでも構成比の一番大きいのは、地方交付税の七億

六百五十八万八千円（二十九・六パーセント）で、前年度比では二十五パーセントの伸びとなりました。次に、構成比で大きいのは町税の四億五千五百九十六千円（十九・一パーセント）で、前年度比では十三・四パーセントの伸びです。

町税の内訳

町民税は前年度より四千二百二十六万円の増加をみせ、二十一・一パーセントの伸びを示しました。また、固定資産税では一千五百五十万円増加し、七・七パーセントの伸びとなりました。主な町税の内訳は、次のグラフのとおりです。



性質別歳出の状況

Table showing expenditure by nature (e.g., 人件費, 普通建設事業費) and their respective percentages.

町有財産の内容

町有財産は、町という公共団体の財産で、町営住宅や学校などのほかに、出資金や債券のようなものもあります。

交通事故多発



町は、昭和五十一年六月から交通事故死亡運動を展開し、七百一日の記録を達成しましたが、今年五月からすでに二件の死亡事故が発生しています。ちょっとした気のゆるみが「生と死」の別れ道です。お互いに交通ルールを守り、事故のない明るい町にいたしましょう。



- List of public assets (町有財産) including land, buildings, stocks, bonds, and funds with their respective values.

二十歳を迎える国民年金

福祉年金

福祉年金は、昭和三十五年三月から年金の支給を開始しましたが、本県においては七万一千二百二人に老齢、障害、母子の各年金が支給され、国民年金の第一歩を踏み出しました。

昭和三十四年度における、年金の支給額は八億六千二百万円でした。その後、国民年金法の改定や老齢人口の増加により、受給者数は毎年増え続け、昭和四十八年度には十四万九千四百七十四人に達し、八十五億四千八百万円の年金をこれらの人たちに支給しています。

福祉年金の受給者数は、この年度を境に年々減少していますが、支給総額で見ると逆に増加の一途をとり、昭和五十三年度には二百二十八億七千二百万円の年金が十一万八千六百九十一人の方々に支給されています。

種別	制度発足時	50年10月分から	54年8月分から
老齢福祉年金	12,000円	144,000円	240,000円
障害福祉年金一級	18,000円	216,000円	360,000円
二級	—	144,000円	240,000円
母子福祉年金	12,000円	187,200円	312,000円
準母子福祉年金	(加算額 2,400円)	{加算額 4,800円 1人付 9,600円}	{第2子24,000円 第3子より 4,800円}
老齢特別給付金	—	66,000円	108,000円

福祉年金・年金額

福祉年金・受給者数と支給年金額

年金の種類	老齢	障害	母子	準母子	計	支給年金額
34	62,995人	3,745人	4,273人	0	71,013人	8億6,200万円
39	79,928人	6,587人	6,378人	22人	92,915人	11億700万円
46	99,514人	11,114人	661人	2人	111,291人	29億4,600万円
50	121,042人	13,506人	84人	0	134,632人	190億7,100万円
53	103,807人	14,840人	44人	0	118,691人	228億7,200万円

昭和三十四年に国民年金制度が発足しました。その当時、ヨチヨチ歩きだった国民年金は、県民のみなさんの暖かい目に見守られながら、スクスク成長してりっぱに二十歳を迎えました。そこで、国民年金の二十年の歩みを振り返りながら、その役割を見てみることにしましょう。

拠出年金

福祉年金に一足遅れて、昭和三十六年四月にスタートした拠出年金には、その当時、五十六万一千四百八十八人が加入して老後に備えました。

昭和四十五年度までは、老齢年金(十年年金)の受給者が発生しなかったこともあり、加入者は年々増加を見せ六十四万八千七百六十六人に達しました。そして、昭和四十六年五月から制度の柱である老齢年金の支給が始まり、年金時代の幕開きを告げました。この年度中に老齢年金を受けた人は六千八百二十五人でした。

しかし、老齢年金の支給が始まった昭和四十六年度以降の加入者数は、減少傾向をたどっています。昭和五十年から六十年といいう一定数の水準を保っています。今年三月における二十歳から六十歳までの県人口は百二十四万人ですから、十人につき四・四人が国民年金の加入者という勘定になります。

お年寄りの約七割に支給

今年の三月末における本県の六十歳以上の老齢人口は三十七万二千二百四十人です。

このうち、国民年金の老齢年金と通算老齢年金を受けている人は十五万五千三百九十六人、老齢福祉年金を受けている人が九万六千五百九十三人と、実に老齢人口の六十七・五パーセントにあたる二十五万一千九百八十九人に、総額五百十六億七千六百八十八万円の年金を支給し、生活の安定を図っています。

このほか、障害、母子、準母子、遺児、寡婦の各年金を受けているのが県下には一万六千九百人おり、支払われている年金額は五十億三千七百四十一万円になります。保険料は生かされています。ところで、加入者のみなさんが納めた保険料は、将来、年金を受

(5) 広報こしじ

加入者数

36年度	561,148人
39年度	571,610人
46年度	626,210人
50年度	600,758人
53年度	608,967人

この国民年金をさらに発展させるためには、私たち一人一人の理解と協力がなによりも必要といえます。この国民年金をさらに発展させるためには、私たち一人一人の理解と協力がなによりも必要といえます。

別表・短縮された期間

生年月日	最低必要期間
大.5.4.1以前に生まれた人	10年
大.5.4.2～大.6.4.1	11年
大.6.4.2～大.7.4.1	12年
大.7.4.2～大.8.4.1	13年
大.8.4.2～大.9.4.1	14年
大.9.4.2～大.10.4.1	15年
大.10.4.2～大.11.4.1	16年
大.11.4.2～大.12.4.1	17年
大.12.4.2～大.13.4.1	18年
大.13.4.2～大.14.4.1	19年
大.14.4.2～大.15.4.1	20年
大.15.4.2～昭.2.4.1	21年
昭.2.4.2～昭.3.4.1	22年
昭.3.4.2～昭.4.4.1	23年
昭.4.4.2～昭.5.4.1	24年
昭.5.4.2以後に生まれた人	25年

(注) 国民年金の期間だけでは上記の年数がなくても他の公的年金の期間を合算して上記の年数になれば通算老齢年金が受けられます。

項目	施行期月	36.4	45.7	50.9	54.8
老齢年金	高年齢者				
	10年年金	9,600円	60,000円	212,250円	296,900円
	5年年金	—	30,000円	135,840円	241,300円
障害年金	1級障害	30,000円	120,000円	424,500円	597,500円
	2級障害	24,000円	96,000円	339,600円	478,000円
	母子年金				
母子年金	子等1人	19,200円	91,200円	339,600円	478,000円
	子等2人	24,000円	96,000円	349,200円	502,000円
遺児年金	遺児1人	12,000円	91,200円	339,600円	478,000円

こんなにな大きくなった国民年金

提出年金・受給者数と支給年金額

年金の種類	老齢	障害	母子	遺児	計	支給年金額
39	—	120人	1,403人	88人	1,611人	4,170万円
46	6,825人	2,435人	4,120人	288人	13,688人	10億1,700万円
50	100,688人	4,818人	3,762人	809人	110,077人	193億900万円
53	155,396人	6,327人	3,293人	1,070人	166,086人	377億8,600万円

国民年金から

出稼ぎされるみなさんへ

まもなく出稼ぎに出かけるみなさん!! 国民年金係から、年金について二つのお願ひがあります。その1

国民年金の届は そのつど速やかに

出稼ぎ先の職場で厚生年金に加入したときは「国民年金の喪失届」を、また出稼ぎ先から戻ったときには、「国民年金の加入届」を、そのつど速やかに年金係まで手続きをいたしましたししょう。

その2 保険料も 忘れずに掛けましょう

国民年金の保険料を掛け忘れて



いると、年金が受けられないことでもありますので、出稼ぎ前の保険料は、出発前に掛け終わるようにいたしましたししょう。また、「年金手帳」は、あなたの年金歴の証人ともいえるものですから、大切に保管いたしましたししょう。

年金相談所の開設

長岡社会保険事務所では、多様な化する年金問題について皆さんの相談を受けられる機会を、下記のように開設いたします。どんなことでもよろしいですので、日ごろ疑問に思うようなこと



期日 十一月六日(火) 午前10時～午後三時 場所 越路町役場

これくらいと思ふ油断を火が狙う

秋の

全国火災
予防運動

11月26日～12月2日

十一月から三月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちでも最も火事が多い季節です。

火災の原因をみますと、暖房器具の中で一番多いのは、なんといっても石油ストーブです。

昭和五十三年の統計では、ストーブによる火災二千七百六十六件(全国)のうち、七十五パーセントにあたる二千七十六件が石油ストーブによるものです。

当町も、去る九月に二件の住宅火災が発生しました。お互いに火の元には十分な注意をし、越路町から火災が発生しないようにいたしましょう。

今年も、十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防運動が繰り広げられます。

石油ストーブの安全な取り扱い方と火を消すための二つの基本について考えてみました。

仲たがい火は消える

火の三要素

火が燃えるものが燃えるためには、「燃えるもの」と「空気」と「熱」が必要です。これは、いわば「火の三要素」といえます。このうち、どれか一つでも欠けると、物は燃えません。つまり火を消すということは、この「燃える三要素」のどれか一つを取り除く、あるいは、しゃ断



してやればよいということです。

わたしたちは、ふだん家庭の台所などで、毎日、火をつけたり消したりしています。このように「点火」と「消火」のしくみは、別の言い方をすれば、燃える三要素を組み合わせた「仲たがい」させたりしていることになるのです。

消火のコツも、ここにありますが。消火の方法は、この燃える三要素に見合った三つの形が考えられます。つまり、三要素のどれか一つを初期段階で、「仲たがい」させるのです。

燃えるものを取り除く

除去消火

例としては、ガス火災のときなど元を閉めて「火元」を断つたり、山火事るとき、周囲の木を切って延焼を防ぐ場合などがあります。

窒息消火

天ぷらをあげていて電話がかかり、うっかり長話になって戻ってみると、なべに火がはいっている

石油ストーブの
取り扱い

石油ストーブによる火災の原因

石油ストーブによる火災の原因は、火を消さずに給油したり、出入口など人のよく通るところに置いていて転倒させたり——といった取り扱い上の不注意によるものがほとんどです。

暖房には欠かせない石油ストーブですが、取り扱い方一つで恐ろしい「火魔」に一変します。日常の取り扱いには、次の点を特に注意してください。

- ▽灯油を入れるときは、必ずいったん火を消すこと。
- ▽給油中にこぼれた油は、よくふきとる。
- ▽カーテンやふすまなど燃えやすいもののそばや、上から物が落ちるかもしれない棚の下などには置かない。
- ▽人の出入り口や通路などは転倒の危険があるので避ける。
- ▽移動させる場合は、いったん火を消す。

- ▽新聞や雑誌など燃えやすいものは、そばに置かない。
- ▽ヘア・スプレー、マニキュア、接着剤など引火性のあるものは、そばで取り扱わない。
- ▽対震自動消火装置のついたものを選び、説明書をよく読んでから使用する。
- ▽使用する部屋に合った構造の機種を選ぶ。

技量を発揮して

ポンプ操法競技会

越路町消防団の「ポンプ操法競技会」が、去る、十月十四日岩塚小学校グラウンドを会場に、秋晴れのもとで開催されました。

この競技会は、団員の団結を強化し、操法技術の向上と士気の高揚をはかり、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として行われます。

自動車ポンプ

- 一位 三号車(飯塚)
- 二位 二号車(浦)

小型ポンプ

- 一位 九分団(二十部) (小坂)
- 二位 二分団(浦)
- 三位 四分団(来迎寺上)
- 四位 三分団(飯島)
- 五位 七分団(東谷)



自動車ポンプ
一位 三号車の団員



小型ポンプ
一位 九分団(二十部)の団員

旧軍人としての実在職年が三年以上ある方には、現在一時恩給もしくは一時金が支給されていますが、まだ請求されていない方が相当あります。未請求者又は遺族の方は、次の事項を参考に、県庁民生部援護課又は町役場福祉課へおたずねください。

恩給法の一部改正

恩給法の一部を改正する法律(第五十四号)に基づき、旧軍人等にかかるとあなたの恩給が改善されます。

現在、受けている恩給、扶助料の年額が増額されるものについては、次の請求改定となるものを除いて職権改定されますが、次の改善については請求の手続きが必要です。該当する方は、所定の請求手続を行ってください。

- 請求手続きを必要とするもの
 - ① 下の要件を備えた旧海軍の特務士官や準士官であった方の仮定俸給の改善
 - ② 下士官として在職していたことがある者。

- 旧軍人の実在職年が、引き続き三年以上の人——一時恩給
- 旧軍人の実在職年が、断続してあり、合計して三年以上の人——一時金
- ※ なお、すでに申請して、まだ交付決定のない人は町役場福祉課へお知らせください。

- 旧軍人等の加算年を年金額に反映させる年齢要件が「六十五歳以上」から「六十歳」に引き下げられます。
- 訓練等として勤務していた者が代用教員となり、引き続き訓練等となった場合における代用教員期間が、恩給の基礎在職年に通算されます。
- ※ 詳しいことは、次にお問い合わせください。
- ・新潟県民生部援護課恩給係 ☎〇五八―一〇七〇
- ・越路町役場福祉課 ☎二二二〇八

暮らしの中に 生きている税金

私たちが豊かな生活を送り、住みよい町をつくるために税金はいろいろなところで使われています。福祉、公立学校の建設、道路、住宅、そして下水道やゴミの処理など……。

このように幅広い分野で役立っている税金は、私たちが安定した生活を望むとき、社会の一員として負担しなければならぬ「公費」といえるでしょう。

十一月十一日から十七日は「税を知る週間」です。この機会に税金と私たちの暮らしについての知識をみんなで吸収いたしましょう。

また、税について困ったときやわからないときは、いつでも長岡税務署、長岡税務相談室へおたずねください。

税務署 ☎〇五八―一〇七〇
相談室 ☎〇五八―一〇七〇

怠ると危険

十一月はガス安全使用強化月間

紅葉の秋から冬へ季節が変わるとともに、ガスの需要が増加しますが、十一月一日よりガス安全使用月間が始まり、全国的に運動が展開されています。

わたしたちは、コックを開けるだけでいつでもガスの使える便利な生活をしていますが、便利さに慣れ、安全使用を忘れてはなりません。

正しいガスの使用について、次のことに注意して事故を未然に防ぐよう心がけてください。



◎ 炎はいつもきれいな青色で

完全燃焼している炎は、青いきれいな長さのそろった炎が、勢いよく燃えています。短く不ぞろいの炎が音をたて、不安定に燃えているのは空気過多、勢いのない赤い炎が弱々しく燃えているのは空気不足です。

いつも空気孔をよく調節し、長さのそろった青い炎で燃やしましょう。

◎ 部屋の換気に注意を

近年の住宅は、アルミサッシの普及で気密性がよくなっており、ガス器具を長時間使用する台所や部屋では、換気扇をまわすか、ときどき窓を開けるなど充分注意してください。

特に、これからストーブを使用する季節となりますが、その際はときどき新鮮な空気を入れましょう。

◎ 風呂がまや大型湯沸器には排気筒の取付けを

風呂がまや大型湯沸器は、ガスの消費量も多く、排気筒の取付けと吸気の設備が義務づけられています。冬は積雪のため吸気口や排気筒が雪でふさがれたりはずれたりしないよう、注意してください。

◎ 古いゴム管は取りかえを

古いゴム管はガス漏れの原因となります。特に台所のゴム管は、油や熱のためいたみやすいものので、ときどき点検し弾力がなくなったり、折り曲げるとヒビ割れするものは早めに取りかえましょう。

◎ ガス器具の手入れは忘れずに

ガス器具の汚れ、特に煮こぼれや、ゴミによるバーナーの目づまりは不完全燃焼の原因となります。すくなくとも一か月に一回はブラシで掃除をしましょう。

◎ ガス臭いと思ったら

まず、窓や戸を全開してガスを追い出し新鮮な空気を室内に入れ元栓を閉めて、すぐガス水道事務所へ通報しましょう。

◎ 屋外のガス管にも注意を

ガス管は、道路から宅地へと配管されていますが、土木工事や建物工事のため損傷したり、腐蝕のため漏洩事故が発生します。工事の際は、ガス管の位置を確認してください。

また、水溜りに気泡が出たり、臭気のあるときは直ちにご連絡ください。

ガス瞬間湯沸器及びガス風呂がまの設置工事をされる方へ

大型消費機器の安全使用と事故防止を目的として、法律により、「ラベル」で表示をすることになりました。昭和五十四年十一月一日より工事を行った事業者は、表示をしなければなりません。また、変更工事も表示が必要となります。

この法律の対象となる特定消費機器は、次のとおりです。

- ・ ガス瞬間湯沸器
- ・ ガス消費量一万カロリー毎時を超えるもの、LPガス消費量〇・八五キログラム毎時を超えるもの。ただし、密閉燃焼式及び屋外に設置するものは対象外となり、表示は必要ありません。

大型消費機器の安全使用と事故防止を目的として、法律により、「ラベル」で表示をすることになりました。昭和五十四年十一月一日より工事を行った事業者は、表示をしなければなりません。また、変更工事も表示が必要となります。

この法律の対象となる特定消費機器は、次のとおりです。

- ・ ガス瞬間湯沸器
- ・ ガス消費量一万カロリー毎時を超えるもの、LPガス消費量〇・八五キログラム毎時を超えるもの。ただし、密閉燃焼式及び屋外に設置するものは対象外となり、表示は必要ありません。

表示レベルのお問い合わせはガス水道事務所へ
TEL 二二二四六

停電のお知らせ

東北電力
次により作業停電しますの
で、ご協力ください。
十一月二十日
午前九時から午後一時まで
白山団地、本条
来迎寺駅前通り

小雨のなか 若さ躍動

第13回 町内小学校親善体育大会 (5・6年)

新潟県小学校体育連盟の行事である、郡市町村単位の「親善体育大会」が、去る、十月二日塚山小学校グラウンドで開催されました。(越路町単位での開催回数は、今年が十二回目です。)

ことしの親善体育大会は、雨天により延期すること一回、十月二日ようやく開催されましたが、当日も小雨が降るなかで若さあふれる躍動が展開し、悪コンディションとはいえ、五つの大会新記録を生み、越路町少年少女の健闘ぶりを発揮いたしました。

大会種目別、学年(五・六年)別、男女別の成績は、左表のとおりです。

男女別	種目	5年				6年			
		順位	記録 分秒	校名	氏名	順位	記録 分秒	校名	氏名
男	100M	1	14.5	越路	新保 正和	1	14.9	塚山	五十嵐 徹
		2	14.8	岩塚	高橋 輝夫	2	15.0	岩塚	酒井 昭彦
		3	15.2	岩塚	西沢 道男	3	15.0	越路	西脇 忠昭
	80M・H	1	15.2	越路	高橋 豊	1	14.6	塚山	五十嵐 徹
		2	16.1	岩塚	内藤 隆文	2	15.7	塚山	大塚 雅志
		3	17.1	塚山	長谷川 信之	3	15.8	越路	半藤 聡
	1,000M	1	3.30.5	塚山	米山 満寿夫	1	3.29.4	塚山	内山 義弘
		2	3.34.7	岩塚	内藤 敦	2	3.30.4	塚山	桑原 浩明
		3	3.35.5	東谷	内山 勝志	3	3.38.2	岩塚	郷 正秀
ソフトボール投げ	1	56 m	越路	丸山 義博	1	49 m	越路	山崎 久弥	
	2	47	越路	高橋 豊	2	47	塚山	長谷川 芳弘	
	3	43	岩塚	丸山 哲也	3	46	越路	小林 弘	
走り幅とび	1	3.86 m	岩塚	西沢 道男	1	3.92 m	岩塚	小林 茂	
	2	3.52	岩塚	高橋 輝夫	2	3.84	塚山	木曾 和浩	
	3	3.31	塚山	大野 祐二	3	3.66	越路	新保 武	
走り高とび	1	1.20 m	塚山	大谷 勉	1	1.30 m	岩塚	小林 茂	
	2	1.15	岩塚	内藤 宣夫	2	1.28	岩塚	郷 正秀	
	3	1.15	岩塚	丸山 和仁	3	1.24	塚山	木曾 和浩	
400M・R	1	1.04.1	越路		1	1.01.8	塚山		
	2	1.06.2	塚山		2	1.02.4	越路		
	3	1.07.2	東谷		3	1.05.5	岩塚		
女	100M	1	15.5	岩塚	小林 知恵子	1	15.5	塚山	藤沢 アヤ子
		2	15.7	越路	小林 智美	2	15.5	岩塚	丸山 百合子
		3	16.0	岩塚	渡辺 恵	3	15.5	越路	平沢 あけみ
	80M・H	1	16.9	越路	矢代 洋子	1	15.6	塚山	大野 めぐみ
		2	17.2	塚山	竹内 貴子	2	16.0	岩塚	宮沢 勝美
		3	17.6	越路	小林 智美	3	16.5	塚山	宮山 マチ子
	800M	1	2.53.1	岩塚	渡辺 恵	1	2.46.1	塚山	中村 百代
		2	3.00.3	越路	宮内 玲子	2	2.52.3	岩塚	田中 明美
		3	3.01.8	越路	杉本 美幸	3	2.53.0	越路	新保 圭美
ソフトボール投げ	1	31 m	塚山	大塚 直美	1	35 m	塚山	内山 和美	
	2	28	東谷	内山 奈美	2	35	東谷	五十嵐 計江	
	3	27	塚山	藤沢 弥生	3	29	岩塚	高橋 希子	
走り幅とび	1	3.33 m	塚山	内山 由理	1	3.87 m	岩塚	丸山 百合子	
	2	3.22	岩塚	佐藤 由香	2	3.77	越路	田中 明美	
	3	3.08	越路	矢代 洋子	3	3.50	越路	平沢 あけみ	
走り高とび	1	1.10 m	越路	山本 美和	1	1.20 m	越路	吉田 圭子	
	2	1.00	岩塚	金子 広美	2	1.16	岩塚	田中 富美子	
	3	1.00	越路	小林 桂子	3	1.14	塚山	中村 百代	
400M・R	1	1.05.6	越路		1	1.04.7	塚山		
	2	1.06.4	岩塚		2	1.06.0	岩塚		
	3	1.12.6	塚山		3	1.08.5	越路		

参加校
越路小学校 (五・六年生)
岩塚小学校 ()
東谷小学校 ()
塚山小学校 ()



新記録めざして力走する児童

みんこの 文芸欄

俳句

高齢者教室作品

高野 市長
泳子の日傘の群や逗子の浜
平石 あき

初蟬のいくが鳴く朝曇り
白井 久蔵
音立てて鳴く蟬握り行く子かな
駒村 三郎

夕焼けてかなく蟬のこえをきく
平沢 美代太郎
幼子の寝ていて涼し蟬の声
平沢 たづ

大うねり身をまかせつ、平泳ぎ
小林 満寿子
孫巧みに抜手を見せつ泳ぎ来る
松井 登代

蟬迷ひ月の梢をめぐるなり
丸山 芳次
ひぐらしや下刈りの鎌研ぎいそぐ
横 助蔵

蟬時雨林の中の通り道
永橋 雪人
握りたる蟬を鳴かせて裸の子
大矢 銀潮

展覧の灯迷ひ来て蟬地に鳴ける

相続放棄とは



続

新聞や雑誌の法律相談欄で「夫は商売をしていたが、夫の死亡後に、親せきから自分の知らない借金をしていたことがわかった。夫には財産はなにもなく、あとに残された者にはこれを支払う力がないのだが、どうしたらよいか。」とか、「息子が交通事故で急死したところ、高利貸から借金をしていたことがわかった。息子には妻子がないので自分に返済の請求がきて困る。」とかいった相談を見受けられることが、よくあります。

相

このような相続に関する問題は、一生のうち、そう何度もあることではありませんが、いざとなると正確な知識を持たないため、親戚間でもめごとが起きて気まずくなり、思わぬ不利益を受け、遺族があととまで経済的に苦しんだりすることがあります。

そこで、今回は、相続に関する問題—特に格別財産もないのに負債などが多くあり、このままでは遺族が苦しい思いをするような場合には、どうすればよいか簡単にしてお話ししましょう。

つまり、あとに残された妻子や老いた両親などが、夫や子の死亡によって、突然いろいろな義務を負うことになり、相続した財産では足りずに、自分の資産や収入から負債を返さなくてはならなくなるからです。

こうした不合理的をなくするためのも一つの手法が「相続放棄」という手続きです。これは、相続人(この例では妻子・両親)が、自分が相続人になったことを知った時から二か月以内に「自分は、この相続をしません。」ということをし、家庭裁判所に申し出て(これを相続放棄の申述といいますが)、相続により受け継ぐはずの権利と義務のいっさいを放棄してしまうことです。この手続きが完了すると、申述した遺族は、死んだ人の財産や負債とは無関係になります。

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

相続放棄の手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した人の住所を管轄する家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して、署名・押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類は、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。

相続放棄の申述をするには

費用も約三百円ぐらいで済むのが普通です。死亡地が遠い場合などには、郵送による申述書の提出もできますので、最寄りの家庭裁判所から用紙をもらって利用するのもよいでしょう。

なお、相続放棄の申述は、前にも述べたように、自分が相続人となったことを知ってから三か月以内にするように決められており、この期間を過ぎてしまうと放棄はできませんし、また遺産を処分したりすると放棄ができなくなりやすくなるので、気をつける必要があります。

このようにして、相続放棄の申述が行われますと、家庭裁判所はその申述が相続人の本当の意思なのかなど必要なことを調査したうえで、正式にこれを受理し、手続きは完了します。

以上の手続きを済ませておきますと、遺族は必要に応じて裁判所から、放棄をしたことの証明書をもらうことができます。これが「相続放棄」のおおよその手続きですが、この手続きは、相続人が他の理由で自分は相続する必要がないと考えるような場合にも利用できます。このような場合、相続はしておいて、遺産を分けるときに自分がもらはずの分を、他の相続人に与えればよいと考える人もいますが、相続放棄をしないと、死

んだ人の債務を引き継ぐことは当然には免れませんから、注意を要します。

相続問題と

家庭裁判所

以上の説明は、主として「財産がなく、借金だけ」という場合を例としましたが、負債を含む相続に関しては、「借金もあるが、遺産として家や土地もかなりある。」などというときに利用する「限定承認」という手続きや、遺産が複雑で相続した方がよいのかどうか調べるのに日時がかかるので二か月内では申述ができないため、その期間を延ばしてほしいときの「手続きなど、法律上いろいろな手続きが決められており、家庭裁判所はこうした手続きをすべて取り扱っています。相続・遺産に関しては、いろいろなおもめごとが起りやすいものですが、相続に関して困った問題があるときには、なるべく早く家庭裁判所の手続きを利用されるのがよいと思われれます。



中小企業者の方の

お役に立てる制度

中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済制度は連鎖倒産を防止するため、中小企業者の方々が、あらかじめ掛金を積み立てて、相互に救済(共済金の貸付け)する国でつくられた制度です。

加入後、六か月以上経過して、万一取引先が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合、共済金の貸付けが受けられます。

ただし中小企業共済事業団では、通産省中小企業庁と共催で、全国加入促進強調月間運動を実施中です。ぜひ、この機会に制度へのご加入をおすすめします。

◎ 制度の特色は
掛金総額の十倍以内を貸付

加入者は、積立てた掛金総額の十倍の範囲内で、被害額相当の共済金の貸付けが受けられます。

・ 無利子、無担保、無保証人
共済金の貸付けは、無利子、無担保、無保証人で受けられます。

・ 税法上の特典
掛金は、法人の場合には損金、個人の場合には必要経費扱いになります。

※ なお、この制度のくわしいことは、最寄りの中小企業関係団体(商工会、商工会議所など)のほか、県商工労働部商工企画課にお問い合わせください。

講演会のお知らせ

越路町商工会

「若い根っここの会」という名を耳にしたころがありました。その会長さんの講演が、次のとおり開催されます。

「若い根っここの会」という名を耳にしたころがありました。その会長さんの講演が、次のとおり開催されます。特に、若い青年みなさん多数の参加をお待ちしております。特に、若い青年みなさん多数の参加をお待ちしております。特に、若い青年みなさん多数の参加をお待ちしております。

11月分有線放送番組予定表

月日	曜	タイトル	内容	放送者
11・2	金	政府の窓	青少年と社会参加	有 放
5	月	宮農アワー	今年稲作の反省	普 及 所
7	水	役場だより	青少年の健全育成	役 場
8	木	生活の窓	外科からみた胃がん	中央病院
9	金	学校だより	私達の児童活動	岩塚小学校
12	月	宮農だより	農業について	岩塚農協
14	水	役場だより		役 場
15	木	マイク訪問	親友会を訪ねて	有 放
16	金	暮らしの窓	疲労回復(その2)	普及所(生活)
19	月	宮農だより	農事相談	塚山農協
21	水	農協だより	農協貯金の推進	岩塚農協
22	木	学校だより	学校生活あれこれ	塚山中学校
23	金	防災だより	秋の全国大震災予防運動	防 災
26	月	宮農アワー	水田稲作の動き	普 及 所
28	水	役場だより	農業アワー	役 場
30	金	有 放 広 場	知っておきたい一酸化炭素中毒	有 放

お年玉つき年賀はがき

十一月五日(月) 発売

郵便局では、昭和五十五年新年用お年玉つき年賀はがきを十一月五日から発売します。

発売するはがきは、寄付金つき二十一円と寄付金なし二十円の二種類です。

意匠は、寄付金つきが「木目込人形」寄付金なしは「なまはげ」です。

発売枚数は、次表のとおりです。

区 分	寄付金つき二十一円	寄付金なし二十円	計
全 国	五億枚	八億三千万枚	一億三千万枚
長野・新潟県	一、八二〇万枚	二億五、〇〇〇万枚	二億七、〇〇〇万枚

お年玉の賞品名は次のとおりです。

- 一等 コンパクトカメラ
- 二等 手紙セット
- 三等 ポケットカメラ
- 四等 お年玉切手シート